

により、精神的苦痛を被り、その慰謝料額は100万円を下らない。また、相当因果関係のある弁護士費用は、10万円を下らない。

(被告 W の主張)

原告が現代文芸コースを退学したのは、単位不足を踏まえた原告の自由意思に基づくものというべきであるから、本件ハラスメント行為と原告の損害との間に相当因果関係は認められない。

(被告早稲田大学の主張)

ア 退学前の本件ハラスメント行為等による損害及び因果関係

被告 W の主張と同じ

イ 退学後の被告早稲田大学の不法行為又は債務不履行による損害及び因果関係

争う。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実に加え、各項に掲げた証拠及び弁論の全趣旨によれば、次のとおりの事実が認められる。

(1) 被告 W の原告に対する行為等

ア 被告 W は、本件合格以降いずれかの時点において、原告に対し、「かわいい」と発言した。(甲3、8、77、被告 W 本人8頁)

イ 被告 W は、本件合格の後であり、かつ、現代文芸コースに入学する前である平成27年12月3日、原告と満員状態の電車に乗り合わせた際に、原告と身体を接触させた。また、被告 W は、同月12日に開催された現代文芸コースの学会の打上げとしての飲み会において、原告の頭、肩及び背中を触った。(甲3、8、77、被告 W 本人26頁)

ウ 被告 W は、平成28年4月頃の被告 W の授業中、原告が雨の中通学したために上着が濡れたまま授業に出席したところ、原告に対し、他の出席者

である学生に上着を借りるように言い、原告がその教室内で濡れた上着を脱いだところ、被告 W は、原告が上着を脱ぐ様子を眺め、原告に対し、「上着の下が裸だったらどうしようかと思った」という趣旨の発言をした。(甲 4、8、49、77、証人 B 2 頁、被告 W 本人 6、28 頁)

エ 被告 W は、原告に対し、度々電話をして、原告が電話に出ないと強い口調で咎めたことがあった。(甲 8、被告 W 本人 43 頁)

オ(ア) 被告 W は、本件合格以降、度々、原告に対し、二人きりで食事をすることを求め、二人きりで食事に行った際には、被告 W の食べかけの食事を直箸で原告の皿に乗せたり、原告の食べかけの食事を自分の方へ持って行ったりした。その際、原告は被告 W の上記行為を拒絶する旨の意向を示したことはなかった。(甲 3、8、77、原告本人 34 頁、被告 W 本人 8 頁)

イ) 被告 W は、原告に対し、本件合格以降、度々二人で食事に行くことに誘い、原告もこれに応じていること、平成 29 年 4 月 20 日に被告 W が原告の作品を見る機会を設け、これを原告が明示又は黙示に拒絶していなかったことが認められ、これらの事実からすれば、本件合格から平成 29 年 4 月 20 日までの間、少なくとも表面的には、原告と被告 W の関係は、良好な関係であった。(甲 77、原告本人 33、34 頁、被告 W 本人 30 頁、弁論の全趣旨)

カ 平成 29 年 4 月 12 日、被告 W のゼミの後に、被告 W 以下、新入生も交えた飲み会が開催され、原告を含めて電車通学でない学生は、深夜 2 時まで同飲み会に出席した。(甲 3、77、被告 W 本人 44 頁)

キ(ア) 被告 W は、原告の出席している被告 W の授業において、村上春樹、河合隼雄及びユングらの作家自身、作品並びに思想を「死ぬ」などの激烈な表現を用いて批判し、それらの作家等を信奉する者は田舎者、馬鹿であるといった趣旨のことを述べた。(甲 8、22、47、49、77、被告 W

■本人9～10、21頁)

(イ) 同授業は、文芸批判を取り扱う内容の授業であり、文芸作品を批判的に検討したり批判の方法を講義したりする内容の授業であった。(原告本人58頁、被告■W本人49頁)

(ウ) 原告は、本件合格以降の時点においても、村上春樹、河合隼雄及びユングを創作の拠り所としており、被告■Wはこれを認識していた。(甲24、77、被告■W本人21頁)

ク 被告■Wは、原告が現代文芸コースに入学した平成28年4月以降のいずれかの時点において、原告に対し、それぞれ1度、おにぎり、ティッシュを被告■Wの研究室へ持ってくるようにと言ったことがあった。(甲3、8、甲77、被告■W本人7頁)

ケ(ア) 被告■Wは、平成29年4月20日、飲食店において原告と二人で飲食している際に、原告が就職活動をしていないことから、卒業後はどうするつもりかと問い、原告が冗談で「結婚します」と答えたところ、「卒業したらおれの女にしてやる」という趣旨の発言をした(以下「本件おれの女発言」という。)(原告本人11頁、被告■W本人2頁、争いがない事実)

(イ) なお、原告はおれの女にしてやるとの発言が繰り返されたと供述する(甲77、原告本人12頁)が、発言の回数を裏付ける的確な証拠はなく、同事実は認められない。

また、原告は、本件おれの女発言の前提となる卒業したら結婚する旨の発言は、被告■Wの(卒業しても就職できなければ)体でも売るのがかという趣旨の発言を受けてなされたものであると供述する(甲77、原告本人11頁)が、このようなやり取りがされたことを裏付ける的確な証拠はないから、同事実は認められない。

(ウ) 原告は、被告■Wの本件おれの女発言を聞くとはつとした表情になり、被告■Wはこれに気付いた。原告は、食事を済ませ店を出た後、他の学生

らが飲食している別の店に行き、他の学生らに対し被告 W から本件おれの女発言をされたことを訴えた。(甲 3、47、77、被告 W 本人 31 頁)

(エ) 原告は、本件おれの女発言以降である平成 29 年 4 月 27 日も、被告 W のゼミに出席した。(甲 77、弁論の全趣旨)

コ(ア) 被告 W は、平成 29 年 4 月 27 日、原告に対し、原告が出席する飲み会に案内するように要求し、これを原告が断ったものの、被告 W は、同飲み会に出席していた。(争いがない事実)

(イ) 上記飲み会で原告と被告 W は会話を含めて接触することはなかった。(甲 77、弁論の全趣旨)

サ(ア) 被告 W は、同年 5 月後半頃、たまたま遭遇した原告に対し、「卒業は大丈夫なんですか」、「単位は大丈夫なんですか」などと声を掛けた。(甲 3、8、被告 W 本人 33 頁)。

(イ) 被告 W は、同月 18 日、M 教授と面会し、M 教授から、原告からのハラスメント被害の報告を受けていることを告げられ、原告と接触しないようにとの注意を受けた。なお、上記注意と上記(ア)の発言との先後関係は証拠上認定することができない。(乙ロ 12、被告 W 本人 33 頁)

(2) 原告と M 教授との関係等

ア 原告は、本件おれの女発言の後の平成 29 年 4 月 22 日、T 助教と会い、被告 W によるハラスメントについて相談した。T 助教は、原告に対し、ハラスメントを公にして被告 W を追及すれば辞めさせることもできると思うけど、原告はどうしたいかとの趣旨の問いかけをした。これに対し、原告は、被告 W を慕っている学生も多くいることを知っているから、急に訴えて首にするようなことは考えていないとの趣旨の回答をした。さらに、T 助教は、原告に対し、それならばどうしたいのかといった趣旨の問いかけをし、原告は、指導教員の変更が可能であればしたい旨、被告 W

と距離を置きたいこと、もともと H 教授のゼミに入りたくて現代文芸コースを受験したことを考慮すると、被告 W のゼミから H 教授のゼミに移動できたらそれが一番良い旨を答えた。(甲 3、8、10)

イ(ア) B は、原告から被告 W のハラスメントについて打ち明けられ、平成 29 年 4 月 22 日、M 教授に対し、B 自身の問題ではなく、現代文芸コースの同期のことにに関して相談がある旨のメールを送信し面談を求めた。M 教授は、これを受け、同月 24 日、B 及び B の言及する B の同期と会うこととなった。B の送信したメールには、同期が原告であることや、相談内容が何であるかは書かれていない。(乙ロ 12)

そのため、M 教授は、B の言及する同期が原告であることや、その相談内容がハラスメント問題であることを事前に認識していなかった。

なお、M 教授は、B からの相談のメールに対し、当初は原告ではなくレポートを提出しなかった別の学生の名前を挙げたが、B がそうではないと回答したところ、「何となくの察しは付きました」と記載したメール(乙ロ 12)を送信したことが認められる。B は、上記メールをもって M 教授がハラスメントの問題であると気付いたと思うと証言する(証人 B 4 頁)が、それは B の憶測の域を出ず、また、上記メールの文言はそれ以上に具体的な記載がないものであるから、同メールの記載は上記認定を覆すものではない。

イ(イ) M 教授は、平成 29 年 4 月 24 日、原告及び B と目白の飲食店で会い、原告の話を聞いた。その際、原告は、少なくとも、被告 W から、2 人きりで食事に誘われること、時間を考慮しないで電話をしてきて電話に応答しない場合には後に詰問されること、本件おれの女発言をされたことを申告し、今後どのように対処すべきかについて相談した(本件相談)。

M 教授は、本件相談の冒頭、原告から具体的な話がされる前に、冗談交じりに「面倒なことは嫌だ」という趣旨の発言をした。

(甲3、8、10、11、77、乙ロ12、争いがない事実)

(ウ) M教授は、原告から本件おれの女発言等の話を聞いた際に、セクハラとはもっとすごいやつだという趣旨の発言や、原告にも隙があった、原告の視線の動かし方が異性を勘違いさせてしまうという趣旨の発言をした。

(甲3、4、8、46、77、乙ロ11の2、乙ロ12、証人B7頁、原告本人15、60頁)

(エ) 原告は、本件相談の際に、M教授に対し、被告Wからのハラスメントについて訴えたが、具体的な解決策をとるように要求することはなかった。M教授は、原告に対し、解決策として、①指導教員を被告Wから他の教員に変更するという現代文芸コース内の対応が考えられること、②ハラスメント防止室に相談するという方法も考えられるが、調査等が煩雑で大事になるおそれがあること、③①②のいずれもせずに様子を見るという方法も考えられることを話した。原告は、これを受けて、M教授に対し、指導教員をH教授に変更することを希望する旨を話した。

そこで、M教授は、原告に対し、H教授及び女性であるP教授(以下「P教授」という。)にもこのことを話しておいた方がよいことを助言するとともに、しばらく様子見をしようと言言し、原告は、この結論について受け入れた。

(甲3、4、10、乙ロ12、証人B7～8、20、24、26頁、原告本人16、46、62～65頁)

(オ) M教授は、本件相談の際に、原告に対し、ハラスメント問題が現代文芸コースの外に明らかになれば、「結構叩かれちゃうことになるかもな」と発言し、原告は同発言を現代文芸コースの外に話してほしくないという口止めの意味に理解した。(甲10、乙ロ11の2、証人B7、20頁、原告本人16、63～65頁)

ウ(ア) 原告は、平成29年5月6日、H教授との間で、M教授との本件相

談を踏まえて、被告 W のハラスメントについての対応を相談した結果、指導教員を変更する場合は、創作に比重を置いた修士論文にするという名目で、H 教授が原告を引き受けること、指導教員変更までは被告 W の授業に 2、3 回出席する程度でしばらく様子を見るという方針（以下「本件方針」という。）が決まった。（乙ロ 12、原告本人 45～46 頁）

(イ) 原告は、同月 7 日、M 教授に対し、H 教授との上記(ア)の相談の結果として、本件方針をメールで報告した。

上記報告を受けて、M 教授は、同日、原告に対し、指導教官変更の場合の手續について事務方に確認する旨の連絡をした。（乙ロ 12）

エ M 教授は、同月 7 日から 19 日にかけて、次の(アないし(イ)のとおり、原告の指導教員変更のために、H 教授や P 教授と連携して、指導教員変更のためのスケジュール調整、指導教員変更のための必要事項の確認などを行った。

(ア) 原告は、同月 11 日、M 教授及び H 教授に対し、文学学院事務所（以下、単に「事務所」という。）において、指導教員変更の手續について相談した結果、①指導教員変更の手續には、現在の指導教員である被告 W の承認を得る必要があり、教授会における承認も得る必要があるため、教授会において被告 W が初めて指導教員の変更を知るよりも、事前に、他の教員から被告 W に指導教員変更の件について説明した方が問題が起りにくいかもしれない旨、指導教員変更の理由は、ハラスメントがあったためではなく、専門分野が違うためといった別の理由でも構わない旨、②ハラスメントについては、ハラスメント防止室で相談でき、指導教員の変更については文学学院の教授である 教務主任に相談できる旨、③同月 15 日までに提出しなければならない修士論文計画書についての手續確認を翌日する旨の各説明があり、④運営主任である M と変更先の指導教員である H 教授が原告の申告するハラスメントと指導教員変更

希望の件を知っているか確認された旨の報告するメールを送信した。(甲45、乙ロ4)

- (イ) M教授は、同月11日、原告及びH教授に対し、上記原告のメール①に対する返答として、指導教員変更の資料は運営主任会、教授会に出ること、その際に資料に記載されている変更理由は通常「コース内調整のため」が一番多いこと、指導教員を変更する場合には現指導教員である被告Wにもその方向性を何らかのかたちで知らせた方がよく、その場合には、慎重に対応した方がよいのでM教授に相談することといった趣旨の回答を、上記原告のメール②に対する返答として、「事務所の方との相談の際には、具体的なことは話したのでしょうか。先生はとても温厚で、相談をすれば懇切丁寧に助言をくれると思うが、できればその前の段階で解決できた方がいいですね。」といった趣旨の回答を、上記原告のメール③に対する返答として、修士論文計画書に関連することで悩むことがあるならば、現時点で、指導教員の変更に舵を切った方がよく、事務所との相談は事務手続上の問題に絞った方がよいと思うといった趣旨の回答を、上記原告のメール④に関連し、原告は指導教員の変更についてはMを希望しているかの質問をメールで送信した(以下「本件メール1」という。)
- (ウ) 原告は、同日、本件メール1の②に対する返答として、事務所に相談した際には、原告が指導教員の変更のことについて質問すると、まずは指導教員と相談するようにと案内されたため、ハラスメントが絡んでいるので指導教員とは二人で話すことは難しいと伝えたにとどまり、詳細は話していない旨、本件メール1の④に関連し、指導教員変更の場合はH教授を希望している旨のメールを送信した。
- (エ) M教授は、同日、原告に対し、上記原告のメールに対し、「現指導教員との件は、あまり広まらないようにした方がよいと思いますので、慎重にしてください。」「私(M)、H教授、P教授の範囲で、できれば止



めたいです。」と返信し（以下「本件メール2」という。）、事務所や■■■■教授に対しハラスメントの詳細を話すべきではないという意見を明らかにした。また、**M**教授は、翌日である同月12日、**H**教授との間で、指導教員変更の場合に舵を切る方向で相談し、同月6日に**H**教授と原告とが相談したとおり、修士論文の内容を**H**教授の専門分野である創作にしたいということを前面に押し出すことになるといった趣旨のメールを送信した。

(オ) 原告は、同月12日、事務所に行き、修士論文計画書の提出日が同月15日となっているが、同計画書は指導教員の事前確認を経ることになっているため、指導教員変更との関係で、仮に新しい指導教員の確認が取れない場合には、遅延提出を認める旨を説明された。

(カ) **P**教授は、同月12日、原告との相談の場を持ち、原告から、被告**W**■■■■のハラスメントについて申告を受け、原告が被告**W**から**H**教授への指導教員の変更を希望していることを聞いた。

(キ) **M**教授は、同月13日、**H**教授に対し、修士論文計画書変更に関する今後の手続、指導教員変更に関する今後の手続（そのスケジュールが同月17日の教室会議までに被告**W**に指導教員変更についての了解を得ること、その前提で同日の教室会議に指導教員変更の報告をして承諾を得て、同年6月の主任会、教授会で正式承認を得るものであること、指導教員変更の理由については、原告が、修士論文のテーマを、被告**W**の専門である批評から**H**教授の専門である創作へと変更したいとの希望によるものであると整理することも含む。）、その後の原告のケアの方向性（この機会を逃すと演習科目の単位取得のための最低出席要件を充たさなくなることなど）を整理した結果を報告した。

M教授は、その際、その後の原告のケアに関して、指導教員変更後も、原告が何か負担を感じるようになった場合には、問題は現代文芸コースの

外に出ることとなると思うため、指導教員変更までで問題が終息することを祈るばかりといった趣旨のことに言及した（このことは、下記(ク)の原告への共有の際には記載されていない。）。

(ク) M教授は、同日、原告に対し、H教授と相談した結果、指導教員変更の方向で進めることとなり、変更の理由は原告が創作にシフトするという理由のみを掲げて指導教員の変更を実現したいとの趣旨のメールを送信した。

また、M教授は、同日、原告に対しても、上記(キ)と同旨の整理した結果を報告した。

(ク) 原告は、同日、M教授に対し、上記(キ)の手續について了解した旨の連絡をした。原告は、その際、指導教員変更の理由をハラスメント問題ではなく原告の修士論文のテーマ変更とすることについて明示又は黙示に異議を述べなかった。

(コ) H教授は、同月15日、M教授に対し、原告との今後に関するやり取りの事前相談として、原告が指導教員変更をしたことについての被告Wへの説明に関し、H教授が被告Wに対して指導教員変更の件をメールにて連絡した後、被告Wが原告に対して指導教員変更の件について事前に相談しなかったことを問い合わせる連絡をすることが想定されるため、H教授から、被告Wに対する上記メールの際に、原告から言い出しにくいのでH教授が先に状況説明をすることにしたとの文言を添えるようにするものの、原告から何も連絡がないことは不自然なことなので、原告からも、被告Wに対して連絡を入れてもらった方がよいかなどを相談するメールを送信した。

(カ) M教授は、同日、H教授及びP教授に対し、上記事前相談に関する整理として、①原告が修士論文計画書提出を機に創作を最終的な目標としたり、H教授に相談をした、②H教授が、事務所と現代文芸コ

5
10
15
20
25

ース主任である M 教授に相談し、指導教員変更が可能であることを確認した、③ H 教授が、被告 W に対し、原告の意思を尊重して原告を受け入れる旨のメールを送信する、④③の結果にもよるが、上記流れを被告 W が受け入れた場合、原告から一言あった方が自然であり、原告が被告 W に対して指導教員変更の件について事前に相談しなかった弁明としては、「怖くて言い出せなかった」というのもあり得るのであり、また、原告からは「申し訳ありません」という詫びの言葉があるといいのではないかと、⑤③の結果、話がこじれた場合には、その際の状況から新たに考え直す必要があるといった趣旨の整理などを行ったメールを送信した。

(シ) H 教授は、同日、M 教授及び P 教授に対し、上記 M 教授の整理に沿った方向で原告に連絡する旨、M 教授から原告に対して上記①～⑤の流れを再確認するように依頼する旨のメールを送信した。

(ス) 上記やりとりを踏まえ、H 教授は、同日、原告並びに H 教授及び P 教授に対し、M 教授から今後の流れについての最終確認の連絡があること、被告 W への連絡には「原告からは言い出しにくいので、H 教授から先に状況説明をすることにしました」という文言を添えることにすることなどを連絡するメールを送信した。

(セ) 上記やりとりを踏まえ、M 教授は、同日、原告、H 教授及び P 教授に対し、上記①～⑤の流れをメールにて共有した(以下「本件メール3」という。)

(ソ) 上記 M 教授のメールに対し、P 教授は、同日、M 教授、原告及び H 教授に対し、上記④について、原告が悪いわけではないので、「申し訳ありません」と詫びる必要はなく、「急なご連絡となってしまいましたが、ご了承いただくと幸いです」という感じでさらっと告げればよいのではないかと趣旨のメールを送信した。

(タ) 上記 P のメールに対し、M 教授は、同日、P 教授、原告及び H

教授に対し、P教授の指摘のとおりであり、さらっと行きましようとのメールを送信した。

(イ) これらのやりとりに対し、原告は、同日、H教授、P教授及びM教授を送信先として、全員に対して対応に関する謝意を述べるとともに、H教授に対して、被告Wへの連絡にH教授が添える文言について、被告Wから原告に対して直接連絡が来るのではないかと不安に思っていたので非常に助かりましたとの連絡を、P教授に対して、被告Wに対して下手に出ることは避けたかったので、女性の立場として原告に寄り添った意見をいただけて安心した旨の連絡を、M教授に対して、対応に感謝し、今後の流れと被告Wへの連絡の件について了解する旨及びP教授の提案のとおり被告Wにはさらっと告げる方向にする旨の連絡を記載したメールを送信した。

(ロ) P教授は、同月16日、M教授及びH教授に対し、そもそも原告から被告Wに連絡をさせること自体が不適切であり、原告の負担を軽減するために、原告から被告Wへの連絡をさせないようにするか、原告に連絡をさせるにしても、原告に対し、被告Wから連絡が来た場合にはそれを無視するように事前に助言すべきではないかといった趣旨のメールを送信した。

(ハ) 上記P教授の連絡に対し、M教授は、同日、P教授及びH教授に対し、H教授から被告Wのメールに対する被告Wの返事の前に、被告Wが、原告に対して接触する可能性もあるため、P教授の提案のとおり、原告に対し、被告Wの連絡を無視するように助言する方がいいかもしれませんという趣旨のメールを送信した。

(ニ) その間、H教授は、同日、M教授及びP教授に対し、H教授のメールに対する被告Wからの返事は、指導教員の変更の件には異存がなく、原告本人に対しては、好きなようにやればよく被告Wを気にする必

要はないとのことであつたとの趣旨のメールを送信した。

(ナ) これらのやりとりを踏まえ、**M**教授は、同日、**H**教授及び**P**教授に対し、被告**W**の上記(ト)の返事を信じ、**H**教授から、原告に対し、被告**W**の返信を共有し、被告**W**には連絡を取ることを控えるように進言することを提案した。

(ニ) 上記**M**教授の提案を踏まえ、**H**教授は、同日、原告、**M**教授及び**P**教授に対し、被告**W**からの返信と、原告から被告**W**に対する返信はしなくてよいと思う旨のメールを送信した。

(ヌ) **M**教授は、原告や事務所と連絡を取りながら手続を進め、原告の指導教員変更は同月17日の教室会議で承認された。

(ネ) **M**教授は、同日、被告**W**と面会し、前記(1)サ(イ)認定のとおりの話をした。

(ノ) **M**教授は、同日、原告、**H**教授及び**P**教授に対し、指導教員変更がスムーズに認められ、被告**W**に対しては、原告の指導教員変更の経緯とその意図について話し、その理解を得たこと、学生指導に当たっては慎重にさせていただくように注意を促したことを報告した。

その際、**M**教授は、原告に対し、今後何らかの問題が生じた場合には、**M**教授、**H**教授及び**P**教授のいずれかに相談してくださいとの連絡もした。

(ハ) 上記**M**教授の連絡に対し、原告は、特段不満を述べず、原告の指導教員の変更及び**M**教授による被告**W**への自重のお願いに関して、**M**教授ら教員の速やかな対応・協力に感謝する趣旨のメールを送信した。

(以上につき甲3、乙ロ12)

(3) 原告と**I**准教授の関係

ア **I**准教授は、原告から被告**W**に関するハラスメントの相談を受けたことがない。(原告本人43頁)

イ 現代文芸コースでは、平成29年6月17日の教室会議において、原告の指導教員変更の報告がされ、その理由として、修士論文のテーマを創作に変更したいとの原告の希望によるとの説明がされ、I 准教授を含む同コースの教員らによって、原告の指導教員の変更が承認された。その際、前記(2)認定の経緯により、被告Wによるハラスメントが理由であるという説明はなされなかった。(乙ロ12)

ウ I 准教授は、その講義において、被告Wの研究成果を称賛する発言をした。(争いがない事実)

エ I 准教授は、T 助教が被告Wのハラスメントについて酒席で話していることを知り、平成29年11月頃、T 助教に対し、「考えた上で話しているのであればよいが、そうでないなら気を付けたほうがよい」と発言し、T 助教が被告Wのハラスメントについて話すことをけん制した。(甲14)

オ I 准教授は、平成30年1月23日の修士論文の口頭試問後の打上げの際、原告に対し、原告が成長できたことについては被告Wのおかげという面もあるとして、被告Wへお礼を述べることを求める趣旨の発言をした。その場には、原告、I 准教授を含め現代文芸コースの教員全員と学生全員20名以上参加しており、原告とI 准教授が会話する機会があったときに、I 准教授は、原告に対し、上記発言を行った。(甲8、原告本人42～43頁、争いがない事実)

(4) 原告退学後苦情処理申立前の事実経緯

ア 原告は、本件当時、被告早稲田大学と在学契約を締結していたところ、平成30年3月末に被告早稲田大学を退学して同契約を解消した。

イ 原告は、平成30年4月16日、自身の名前を名乗り、ハラスメント防止室へ電話連絡した。

その際、原告は、ハラスメント内容自体については説明せず、まずハラス

メント相談の際の手續についてのみ問い合わせた。その際、原告に應對したハラスメント防止室の職員は、原告に対し、その名を名乗らなかった。さらに、その際に、原告がその父の同席を要望したところ、これに應對した職員が、こちらは女性2人なので大丈夫との趣旨の発言をした。

(甲77、乙ロ13)

ウ 原告は、同日、ハラスメント防止室に対し、日程調整のメールを送付した。このメールに対し、ハラスメント防止室の職員は、「ハラスメント防止室では継続的人間関係の維持を考慮し、ハラスメント事案解決については人間関係の調整を旨としています」、「中退された場合には、申立てをお受けすることができない場合もあります」との趣旨を記載したメールを返信した。(甲77、乙ロ13)

エ 原告は、同月23日、原告の父を同行してハラスメント防止室を訪問した。その際、原告は、應對したハラスメント防止室の相談員及び職員に対し、原告の主張するハラスメントの内容について申告した。また、同相談員及び職員は、原告に対し、苦情処理申立ての手續について説明をし、苦情処理申立てには、申立書の提出が必要であることを説明した。さらに、申立書の提出方法に関し、郵送の可否、代理人による申立ての可否が話題になった。そして、原告は、苦情処理申立てをすることなく、ハラスメント防止室を後にした。上記相談の過程において、原告の父も立ち会っていた。

上記相談の際、上記相談員及び職員は、自身の名前を名乗らなかった。

(甲13、77、乙ロ4、13)

オ 原告は、同年6月、苦情申立書を提出した。(甲3)

カ ハラスメント防止室では、苦情処理申立ては書面によるものとする運用がされていた。(乙ロ4)

(5) 原告退学後苦情申立後の事実経緯

ア 被告早稲田大学は、原告による苦情処理申立てを受け、同申立てはハラス

メント防止室の対応の在り方に関するものを含む内容であったため、早稲田大学リスク管理およびコンプライアンス推進に関する規則（以下「本件規則」という。本件に係る規定は別紙のとおり）9条3項、8条2項を踏まえ、ハラスメント防止委員会とは独立した調査委員会（本件調査委員会）を設置した。

本件規則4条3項は、早稲田大学の総括責任者が、リスク発生時に外部有識者、教職員等から構成される対策本部、調査委員会等を設置することができるように定めている。（乙ロ5）

イ 本件調査委員会は、平成30年7月12日付け調査報告書（甲8。本件報告書）を作成した。

本件調査委員会は、本件報告書を作成するに当たり調査を行い、同年6月27日から同年7月11日にかけて、7回にわたり委員会を開催し、そのうちの一部において、原告、被告W、M教授、H教授及びその他の関係者（少なくとも原告以外の学生を含む。具体的にどのような人物かは証拠上認定できない。）に対するヒアリングを行った。本件調査委員会の構成員には、少なくとも犯罪心理学を専門とする被告早稲田大学の教授が含まれており、被告Wに対し厳しい質問をしたことから、被告Wは被告早稲田大学に対して抗議文を送付するなどした。

本件調査委員会は、本件報告書において、原告の苦情処理申立てのうち、被告Wに関するものを取り扱った。本件報告書には、被告Wが、原告が拠り所としていたユング派等の評価を行う際に「死ね」といった表現を用いたこと、ティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）を行うように強要されたために授業を履修できなかったことについては、被告Wの行為はハラスメントや不適切な行為といえないと評価し、その他の原告の主張については、概ねハラスメント又は不適切な行為に当たる又はその可能性があるとして評価している。もっとも、本件報告書は、原告の主張するWの支配従

属関係の構築や被告 W のセクシャルハラスメントの常態化などについては、概ねそれを認めるに足りる証拠がないとの理由で取り扱わなかった。

(以上につき甲 3、8、13、乙イ 1、2、原告本人 48～49 頁、争いがない事実、弁論の全趣旨)

ウ 本件調査委員会は、平成 30 年 8 月 23 日付け調査報告書（甲 10。本件報告書 2）を作成した。

本件調査委員会は、本件報告書 2 を作成するに当たり調査を行い、同年 7 月 12 日から同年 8 月 7 日にかけて、8 回にわたり委員会を開催し、そのうちの一部において、関係者（少なくとも T 助教、総務部長を含む。その他に具体的にどのような人物が関係者に該当するかは証拠上認定できない。）、Z 教授、I 准教授、ハラスメント防止委員会委員長（教授）、B に対するヒアリングを行った。

本件調査委員会は、本件報告書 2 において、原告の苦情処理申立てのうち、被告 W 以外に関するものを取り扱った。本件報告書 2 は、M 教授と B の面談の場面における M 教授の行為に関して、B と M 教授の供述が食い違っていることを理由に、B の供述をもとにした原告の主張のとおり的事实を認定できないと結論付けた（他方で、M 教授の発言のとおり認定できるとは認定していない。）。また、本件報告書 2 は、原告の苦情処理申立ての主張について、原告と他の者の供述の食い違い等を理由にして事実認定ができないとして、その主張の一部認めず、その余の点については原告の主張を認めて、被告 W 以外の者の行為を不適切などと評価した。

(以上につき甲 3、10、13)

(6) 原告の退学に関する事情

ア 原告は、平成 30 年 3 月に退学した時点において、修士論文は完成していたものの、語学及び演習科目の授業等の単位不足により、同時点で修士号を取得する要件を充足していなかった。もっとも、原告は、退学せずにもう 1

年在学して修士号の取得を試みることも可能であった。(甲78、乙口8、9、原告本人21~22頁)

イ 原告は、退学に先立つ平成30年3月2日、指導教員であるH教授に対し、「成績確認しましたが、やっぱり卒業不可でした。」、「去年の春学期に元指導教官との問題が起こってから、H先生方が対処してくださって助かりましたが、体調を崩し、学校に行くことに抵抗を感じるようになって、ほとんど授業に出席できなくなっていました。語学の授業は出席が必須だったのでその時点で単位が取れなくなったのですが、もともと語学の授業にはあまり関心がなく、就職するつもりもなかったので修士号も必要なく(後略)」と記載したメールを送信し、入学当初から創作に関心があったことから修士号を取得する必要性がなく、語学の授業にも関心を持っていないことを明らかにした。

実際に、原告は、語学科目について、被告Wによる本件おれの女発言(平成29年春学期)以前からほとんど出席しておらず、平成28年秋学期の「イタリア語を読む3」の単位を落とし、出席をしなくても単位を取れる同学期の「中国古典語」の単位を取得するにとどまっていた。

(以上につき甲66、77、78、乙口9、原告本人53~54頁)

2 争点(1)(被告Wによるハラスメント行為の有無)について

(1) 支配従属関係の構築の有無について

ア 前記前提事実(2)アによれば、被告Wは、原告の合格発表前から、原告に対し、被告Wの授業等を聴講するように案内したことが認められる。

原告は、合格発表前の授業の聴講について、被告Wが命令したと主張するも、合格発表前であり、かつ、入学をするかどうかとも決意していない原告において、これに従う義務はないのであって、原告が被告Wの案内のとおり聴講したからといって被告Wが聴講を命じたということとはできない。

イ 原告は、被告Wが、原告の指導教員となったところ(前記前提事実(1)ウ)、

原告に対し、他の指導教員が原告の指導教員となることを引き受けなかったために被告 W が原告の指導教員になったと虚偽の説明をすることがあったと主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はない。

ウ また、原告は、被告 W が、原告に対し、原告が入学試験の際に提出した作品を厳しく講評したり、原告のみに対し、飲み会に誘う、イベント入場料を免除する、教科書や本を無料で渡したりしたことも、支配従属関係の強化を基礎付ける旨を主張するも、それらの行為によって、被告 W と原告との支配従属関係をいかなる意味において強化するか明らかでなく、原告の主張は採用できない。

エ さらに、原告は、被告 W が原告の拠り所とする作家等を講義において批判したことが支配従属関係を基礎付けると主張するも、後記のとおり、このような行為は文芸評論を専門とする被告 W の講義としてその裁量の範囲を出るものではなく、同批判について、被告 W が原告を加害する意図を有していたと認めるに足りる的確な証拠もないため、原告の主張は採用できない。

オ 以上によれば、原告と被告 W との間には、指導教員とその学生という以上に特別な支配従属関係があると認めることはできない。もっとも、大学院における指導教員は、学生に対し、日常的な教育、研究における指導権限を有しているのみならず、単位や卒業の認定等についての判断権も有しているのであるから、その力関係において著しく優位にあることは明らかであり、以下ではこれを前提に被告 W の行為の違法性について判断する。

(2) 本件凝視行為について

ア 被告 W に対する請求

原告は、被告 W が、本件合格以降、日常的に、原告が短パンや短いスカートをはいていると、原告の足元を凝視したと主張し、これに沿った供述(甲 77、原告本人 42 頁)をするが、これを裏付ける客観的な証拠はなく、被

告 W が原告の足元を見たか否かや、仮に見たとしてもその状況や程度は認定することができない。被告早稲田大学作成の本件報告書は、本件凝視行為を認定するものの、本件凝視行為が認められると述べるのみであり、その認定根拠は明らかにされておらず、その状況や程度を認定したものでもないから、原告の主張を裏付ける客観的な証拠とはいえない。そうすると、本件凝視行為を認めることはできないし、仮に被告 W が原告の足元を見たことがあったとしても、同行為が損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りない。したがって、本件凝視行為に係る被告 W の不法行為の成立は認められない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

原告と被告早稲田大学の間では、本件凝視行為のうち、原告 W が原告の足元を見たことがあったことに争いが無いものの、上記ア説示によれば、同行為が不法行為に当たるとはいえない。

ウ 以上によれば、この点に関する原告の主張は採用できない。

(3) 本件外見発言行為について

ア 被告 W に対する請求

前記認定事実(1)アによれば、被告 W が、本件合格以降いずれかの時点において、原告に対し、「かわいい」と発言したことが認められる。しかしながら、その発言の頻度や、同発言をした際の状況を認めるに足りる的確な証拠はない。

また、原告が、被告 W による上記発言について、拒絶の意向を示していたことを認めるに足りる的確な証拠もない。

以上によれば、被告 W が原告に対し、「かわいい」と発言したことが、損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りず、不法行為が成立するとはいえない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

原告と被告早稲田大学の間では、本件外見発言行為について争いが無い。
しかしながら、上記ア説示によれば、同発言をもって不法行為が成立するとは
はいえない。

ウ 以上によれば、この点に関する原告の主張は採用できない。

(4) 本件身体接触行為について

前記認定事実(1)イによれば、被告 W が、平成27年12月3日、原告と満員状態の電車に乗り合わせた際に、原告と身体を接触させたことが認められ、また、被告 W が、同月12日の飲み会において、原告の頭、肩及び背中を触ったことが認められる。しかしながら、これらの行為が反復継続されたことを認めるに足りる証拠はなく、その態様を認めるに足りる的確な証拠はない。以上のように、被告 W の原告への接触部位、被告 W の接触の態様が触れたことに留まりそれ以上に明らかでないこと、被告 W の行為に継続性が認められないことなどに照らせば、これらの行為により原告が不快に感じたことは推認できるものの、損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りず、被告 W の上記行為が不法行為に該当するとははいえない。

以上によれば、この点に関する原告の主張は採用できない。

(5) 本件キス発言行為について

原告は、被告 W が、平成28年1月22日、原告と他の大学院生とともに居酒屋に行った際に、原告が冗談で「寄付して下さい」と言ったところ、原告に対し、「キス」と言って顔を近付けたと供述する（甲77、原告本人8～9頁）が、これを裏付ける的確な証拠はない。

なお、仮に本件キス発言行為が認められたとしても、同行為は、身体的接触を伴うものでもなく、一回的な行為であるから、原告と被告 W の間の力関係等を考慮しても、損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りず、同行為が不法行為に該当するとは

いえない。

以上によれば、この点に関する原告の主張は採用できない。

(6) 本件授業時発言行為について

ア 被告 W に対する請求

(ア) 前記認定事実(1)ウによれば、被告 W は、平成28年4月頃の被告 W の授業中、原告が雨の中通学したために上着が濡れたまま授業に出席したところ、原告に対し、他の出席者である学生に上着を借りるように言い、原告がその教室内で濡れた上着を脱いだところ、被告 W は、原告が上着を脱ぐ様子を眺め、原告に対し、上着の下が裸だったらどうしようかと思っただという趣旨の発言をしたこと（本件授業時発言行為）が認められる。同発言が授業という公の場で行われたこと、原告個人の行動を対象にした発言であること、裸という性的な内容の発言であることからすれば、同発言は、合理的に推認される原告の意思に反してなされた、性的な観点から原告を取り扱った発言であるといえる。したがって、本件授業時発言行為は、社会通念上許容される限度を超えた発言であり、人格権を侵害して違法であるというべきである。

(イ) これに対し、被告 W は、原告がトイレで着替えてくると想定していたところ、その想定に反し、原告が他の受講者のいるその場で着替えを始めたことに驚き、とっさに本件授業時発言行為をしたのであり違法ではない旨主張する。

しかしながら、上記のとおり、本件授業時発言行為は、その発言場所及び内容から社会通念上許容される範囲を超えたものと評価されるのであるから、被告 W の予測した事態と原告の行動が異なったためにとっさに本件授業時発言行為がなされたとしても、このことは上記評価を左右しない事柄であり（なお、これをもって被告 W の故意又は過失が否定されることもない）、被告 W の主張は採用することができない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

原告と被告早稲田大学の間では本件授業時発言行為について争いがなく、上記ア同様に、同行為は違法であるというべきである。

ウ 以上によれば、被告 W による本件授業時発言行為は違法である。

(7) 本件電話及び叱責行為について

ア 被告 W に対する請求

前記認定事実(1)エによれば、被告 W が、原告に対し、度々電話をして、原告が電話に出ないと叱責したことがあったことが認められる。しかしながら、その電話の内容や叱責の程度については、これを認めるに足りる的確な証拠はない。したがって、被告 W の上記行為は、原告と被告 W の間の力関係等を考慮しても、損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えて違法な行為であったと認めるに足りず、不法行為に該当するとはいえない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

原告と被告早稲田大学の間では、被告 W が、原告に対し、度々電話をして、原告が電話に出ないと叱責したことについては争いが無いが、上記ア説示によれば、同行為について不法行為が成立するとはいえない。

ウ 以上によれば、原告の主張は採用できない。

(8) 本件会食要求及び食事シェア行為について

前記認定事実(1)オによれば、被告 W は、本件合格以降、度々、原告に対し、二人きりで食事をすることを求め、二人きりで食事に行った際には、被告 W の食べかけの食事を直箸で原告の皿に乗せたり、原告の食べかけの食事を自分の方へ持って行ったりしたことがあったことが認められる。

そして、原告は、上記行為当時の被告 W との関係が表面的には悪くなく、被告 W の上記行為に対して拒絶の意向を示さなかったことが認められる。

以上によれば、二人きりで食事を誘う行為及び食事の際には食べかけの食事

を上記の態様で共有する行為は、原告と被告 W の間の力関係等を考慮しても、損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りず、不法行為に該当するとはいえない。

⑨ 本件飲み会出席強要行為について

ア 被告 W に対する請求

(ア) 前記認定事実(1)カによれば、平成29年4月12日、被告 W のゼミの後に、被告 W 以下、新入生も交えた飲み会が開催され、原告を含めて電車通学でない生徒は、深夜2時まで同飲み会に出席したことが認められる。

しかしながら、被告 W が原告に対して上記時間までの飲み会への出席を強要したことについては、原告の供述(甲3、77)によっても明らかでなく(「付き合わされた」と表現するにとどまる。)、かえって、原告の供述(甲3、77)によれば、電車通学の学生は終電を理由に飲み会から帰ったことが認められることからすれば、原告が途中で退席することも許されない状態であったとは考えにくい。したがって、被告 W が、原告に対し、深夜2時まで飲み会に参加するように強要した事実は認められない。

(イ) そうすると、被告 W が原告に対し飲み会への出席を強要したと認めるに足りず、不法行為は成立しない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

(ア) 原告と被告早稲田大学の間では、被告 W が、原告に対し、被告 W のゼミの飲み会に原告の意に反して深夜2時まで出席を強いたことについて、争いがない。

(イ) しかしながら、同行為が継続的に行われたと認めるに足りる的確な証拠はなく、原告と被告 W の間の力関係等を考慮しても、上記行為が損害賠償の支払を命ずるほど社会通念上許容される限度を超えた違法な行為であったと認めるに足りず、不法行為に該当するとはいえない。

ウ 以上によれば、原告の主張は採用することができない。

(10) 本件作家等罵倒行為について

前記認定事実(1)キによれば、原告は、本件合格以降の時点においても、村上春樹、河合隼雄及びユングを創作の拠り所としており、被告 W は、本件合格以降の時点で、そのことを認識しつつ、被告 W の文芸作品を批判的に検討する内容の授業において、村上春樹、河合隼雄及びユングらの作家自身、作品並びに思想を「死ね」といった激烈な表現を用いて批判し、それらの作家等を信奉する者は「田舎者である」、「馬鹿」といった趣旨のことを述べたことが認められる。

しかしながら、大学院における講義においては、講義を受ける学生も一定程度の知識や批判精神を持っていると推測されることからすれば、大学教員が講義をするに当たって、自らの考えと異なる学説や研究に対して批判を加えることにつき広範な裁量があることは論を俟たない。

文芸評論を専門とする被告 W がその講義において文芸作品やその作者、思想等を批判することは、その批判が「死ね」、「馬鹿」などという激烈な表現を使用したものであったことを考慮してもなお、大学の教員としてその授業をするに当たって有する裁量の範囲を超えた違法な行為であるとはいえない。そして、同発言の時点において、被告 W が、原告が上記作家らを創作の拠り所としていたことを認識していたことが認められるとしても、原告を精神的に追いこむなどの加害目的で上記発言をしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

以上によれば、被告 W の上記発言は、大学の教員が講義において行う意見表明としての裁量の範囲を超えるものではなく、違法性を有するとはいえず、不法行為に当たるとはいえない。

(11) 本件私用強要行為について

ア 被告 W に対する請求

前記認定事実(1)クによれば、被告 W は、原告が現代文芸コースに入学し

た平成28年4月以降のいずれかの時点において、原告に対し、それぞれ1度、おにぎり、ティッシュを被告 W の研究室へ持ってくるようにと言ったことがあったことが認められるが、原告に対し私用を命ずる行為につきそれ以上の頻度や継続性があったことを認めるに足りる的確な証拠はない。そうすると、指導教員である被告 W が、その学生である原告に対し、私用を命ずることは不適切であるものの、同行為の頻度や継続性が認定できない以上、被告 W と原告との力関係を考慮しても、不法行為法上違法とまではいえない。

イ 被告早稲田大学に対する請求

原告と被告早稲田大学の間では、被告 W が自習中の原告に対しておにぎりを買ってこいと命じたことについては争いがない。しかしながら、上記ア説示同様、同行為が違法であるとまではいえない。

(12) 本件おれの女発言行為について

ア 前記認定事実(1)ケによれば、被告 W が、平成29年4月20日、原告に対し、「卒業したらおれの女にしてやる」という趣旨の発言（本件おれの女発言）をしたことが認められる。また、前記認定事実によれば、原告の卒業後の進路について話題になり、話が結婚に関する事項に移った際に、本件おれの女発言がされたことが認められる。さらに、前記前提事実(1)ウによれば、被告 W は既婚者である。

そして、前記認定事実(1)ケによれば、その当時の原告と被告 W の関係は、少なくとも表面上は悪化していないことが認められる。しかしながら、原告と被告 W は、その当時、日ごろから性的な観点からの発言を許容しあえるような親密な関係であったことを認めるに足りる証拠はない。

以上に照らせば、本件おれの女発言は、既婚者である被告 W が、卒業後は、原告と不倫関係を結ぶという趣旨の発言であって、同発言の受け手である原告もその趣旨に理解したものと認められる。そうすると、同発言は、性